
ルーン石碑から国王証書へ

——11・12世紀デンマークにおける土地所有確認の変容——

小澤 実

デンマークの歴史において、クヌート大王が築き上げた北海支配体制が瓦解する11世紀半ばから、ヴァルデマー大王が即位することで新王朝が確立する1157年にいたるまでの一世紀は、過渡的な時代と考えられてきた。古典的な研究においては、異教的ヴァイキング王国からキリスト教的中世王国への移行期とみなされてきた時代である¹。しかしながら、まさに移行期であるがゆえに、政治的にも、経済的にも、社会的にも、文化的にも、さまざまな局面で、時代を画する変化が胚胎し進行していた時代でもあるという点に、私たちは注目しなければならない。

本論考では、その移行期のデンマークにおけるそのような変化の一局面を分析の対象とする。具体的には、土地所有の確認をめぐる手段が変化した、その背景である。文書行政機構をそなえた西ローマ帝国の後継国家ではなかったデンマークが、いかにして、文書による土地所有の確認という手段を国家システムの中に取り込んだのか、という点が本稿の中心的関心である。

1. 土地所有の証言としてのルーン石碑

ヴァイキング時代とよばれる紀元千年前後のスカンディナヴィア世界には、ある興味深い現象を認めることができる。ルーン石碑の建立運動である。ルーン石碑とは、ルーン文字によって死者を顕彰する内容が、時として美しい装飾面を添えて彫りこまれた石碑のことである²。ビョルケトープの事例からわかるように、ルーン石碑そのものは比較的早い段階からスカンディナヴィアに現れていたが、その建立は紀元千年前後に集中している³。ビルギット・ソーヤーのカタログに従えば、ヴァイキング時代のスカンディナヴィア全体の石碑の合計は、およそ2500基にのぼる⁴。

近年このビルギット・ソーヤーが、ルーン石碑をめぐる1つの仮説を提示した⁵。彼女は、石碑に掘り込まれたテキストの内容ではなく、そのコンテキスト、つまりなぜこのような石碑が紀元千年前後に集中的

1 この過渡的な時代を前面から取り上げた数少ない文献として、Michael H. Gelting & Helle Sørensen, A kingdom at the crossroad: Denmark in the eleventh century, in: P. Urbanczyk (ed.), *The Neighbours of Poland in the 11th Century*. Warszawa 2002, p. 49–59; Aksel E. Christensen, Mellem Vikingetid og Valdemarstid. Et forsøg paa en syntese, *Historisk Tidsskrift* 12–2 (1966), s. 31–53.

2 ルーン石碑に関する一般的な説明として、Klaus Düwel, *Runenkunde*. 3 Aufl. Stuttgart 2000; Erik Moltke, *Runes and their Origins: Denmark and elsewhere*. København 1985; Lucien Musset, *Introduction à la runologie*. Paris 1965.

3 ビョルケトープ石碑群に関しては、Lis Jacobsen & Erik Moltke (red.), *Danmarks Runeindskrifter: Text*. København 1942, col. 410–14.

4 ソーヤーのカタログに従えば、ヴァイキング時代の石碑の数は、デンマーク（ボーンホルム島を含む）に200基、ノルウェーに51基、スウェーデンに2057基である。Birgit Sawyer, *The Viking-Age Rune-Stones: Custom and commemoration in early medieval Scandinavia*. Oxford 2000, p. 189–262.

5 ソーヤーの議論は、註4にあげた文献のほかに、Birgit Sawyer, *Property and Inheritance in Viking Scandinavia: The Runic Evidence*. Alingsås 1988; Id., Det vikingatida runstensresandet in Skandinavien, *Scandia* 55 (1989), s. 185–202; Id., Viking-Age rune-stones as a crisis symptom, *Norwegian Archaeological Review* 24 (1991), p. 97–112.

に建立されたのかを考察したのである。ルーン石碑の機能は、通常、そこに名前の彫り込まれた死者を記念することであると考えられてきた。しかしながら彼女によれば、それは死者を顕彰すると同時に、死者と生者である建立者との関係を社会に周知し記憶させる機能をも果たしている。それではなぜ、紀元千年前後のスカンディナヴィア人はそのような記憶を必要としたのだろうか。というのも、そのような記憶が消失した場合、社会的混乱が極域に達していた当時のスカンディナヴィア社会では、土地財産を失う可能性があったからである。いってみればルーン石碑は土地所有の明示的表徴であった、と彼女は結論する。

もちろん彼女の結論は、ヴァイキング時代における土地所有の確認が、すべてルーン石碑によって行われていたことを意味するわけではない。ルーン石碑による確認はあくまで「危機の徴候 *crisis symptom*」であり、危機の程度がさほどでもなかった時期は、石碑による確認が顕著であったとも考えられない。文献資料が残っていないため確認することは難しいが、スカンディナヴィア社会における所有地の確認に際しては、慣習法もしくは標柱石が利用されていたと予想される。

しかしながら、仮に彼女の仮説が正しいとするならば——つまり、紀元千年前後のスカンディナヴィア世界において、ルーン石碑による土地所有の確認という行為が頻発したとするならば——、そこには他のヨーロッパ地域との比較という点で、興味深い論点が2つある。1つは、石碑というモノによって土地所有を確認するという点である。ここで私たちが想起すべきは、スカンディナヴィア世界はローマ世界の後継者ではなく、したがって文書で土地を確認するというローマ後継諸国家特有の法慣習を知らなかったことである。もう1つは、紀元千年前後に石碑の建立が集中した背景として、スカンディナヴィア社会の変容を指摘している点である。こちらの点において私たちが想起すべきは、紀元千年前後というまさにこの時期は、ヴァイキングによる西ヨーロッパ襲撃の第二波であると同時に、スカンディナヴィア世界へキリスト教が導入され、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンという中世国家が生成するその瞬間であったことである。

本稿ではデンマークのコンテクストに限定して考えてみよう。ヴァイキング時代末期から1658年にいたるまで、デンマークは現在の国土よりいくぶん広く、現在はドイツ領となるシュレスヴィヒ・ホルシュタインをふくめたユラン半島、島嶼部、そして現在はスウェーデン領となるスカンディナヴィア半島南端部から構成されていた。それまで必ずしも統一的な王国を有していたとは思われないデンマークは、10世紀の前半にゴームとよばれる出自不明の人物がユラン半島中央部のイエリングに新しい王朝を開基した⁶。10世紀半ばに彼の息子であるハーラル青歯王がキリスト教を導入して以来、11世紀初頭におけるスヴェン叉髭王のイングランド襲撃と1013年におけるその征服、彼の息子クヌートによるイングランドとデンマーク両王国の二重支配（1017-35）、ノルウェー王であったマグヌス善王による一時的支配（1042-47）という、デンマーク史上最も激しい政治的変動を経験していた⁷。このような社会的激変の最中、デンマークの内外で行われた戦闘に参加することで命を落としたエリート層である在地有力者も少なからず存在したはずである⁸。彼らこそ、ヴァイキング時代末期のデンマークにおいて土地を集積していた人物であり、その所有地の継承をめぐる混乱があったと予想することは難しくない。

6 ゴームに関する従来の研究史と筆者の見解として、小澤実「ゴームの足跡を求めて ヒストリオグラフィと文字資料の中のゴーム老王」『北欧史研究』21(2004), 1-19頁を参照。

7 イエリング王朝に関する文献は19世紀以来汗牛充棟であるが、近年の総合としてさしあたり、Birgit & Peter Sawyer, *Die Welt der Wikinger* (Die Deutschen und das europäische Mittelalter). Berlin 2002, S. 174-201.

8 ヴァイキング時代のスカンディナヴィアにおける戦闘行為の社会的影響は未開拓の分野であるが、さしあたり、Eric Christiansen, *The Norsemen in the Viking Age* (The Peoples of Europe). Oxford 2002, p. 168-88; Guy A. E. Morris, *Violence and late Viking Age Scandinavian social order*, in: Guy Halsall (ed.), *Violence and Society in the Early Medieval West*. Woodbridge 1998, p. 141-56.

モルトケとヤコブセンによる標準的な校訂本である『デンマークルーン碑文』に基づいてソーヤーがヴァイキング時代のものと判断した石碑は168基あり、そのかなりの数はユラン半島北部とスコーネ地方に集中している。このような分布の偏りの背景はまだ必ずしも明らかとなっていないが、ヴァイキング時代においてはいずれも王権による支配拠点から離れていた地域であったことは指摘しておきたい。それがなにを意味するかは慎重な検討が必要であるが、ルーン石碑の建立とイエリング王権の動向とのあいだに相関のあることを予想してもよいだろう。

2. デンマークにおける国王証書の登場

さて、ルーン石碑からは一端離れて、初期の国王証書の問題に移ろう。先ほど述べたように、スカンディナヴィアではヴァイキング時代が終わるまで、文書の発給を経験していなかった。もちろん、クヌート王は自分の名前で証書を発給したが、それはイングランドという文書世界に限定してのことであり、スカンディナヴィア世界で証書発給を行ったという形跡はない。したがってヴァイキング時代が終焉を迎える11世紀半ばまでのスカンディナヴィアを、同時代のブリテン諸島や大陸がそうであったような文書世界と考えることはできない。

デンマークで（すなわちスカンディナヴィアで）最も古い国王証書は、1085年5月21日に聖クヌーズが、当時まだ一司教座であったルンドの聖ラウレンティウス教会に対し、所有地を確認した文書である⁹。残念ながらオリジナルは紛失しており、12世紀に作成された『ルンド司教座のネクロロギウム』にその写しが収録されている¹⁰。この証書で確認されるラウレンティウス教会の所有地は、スコーネ、アマー島、シェラン島のすべてをあわせて52マンスと計上される¹¹。仮にこの証書の内容が真正であったとしたならば、ルンド大司教座は11世紀後半の時代で相当な土地財産を所有していたことになる。

表1から理解されるように、中世デンマーク王国の隆盛を築いたヴァルデマー1世が登位する1157年までに発給された国王証書の中で、現在にその存在が伝来するものは、15通にとどまる。その中で、オリジナルの形で残るのは2通のみである。1つは、1135年1月6日にデンマーク王エーリク・エムネが、やはりルンドの聖ラウレンティウス教会の所有地を確認したものであり¹²、もう1つは1140年3月21日にデンマーク王エーリク・ラムが、ネストヴェズ修道院の諸特権を確認したものである¹³。デンマーク中世証書の刊本である『デンマーク文書集成』の編者であるラウリッツ・ヴェイブルによれば、これらの証書はその形式から判断する限り、一方ではドイツ皇帝の証書局の影響を、他方では教皇庁の証書局の影響を受けている¹⁴。史料の関係上、この時期に中心的な役割を果たす国王証書局がどこであったのかを知ることは難しいが、シェラン島のロスキレ司教座と1104年に北欧の大司教座に昇格したルンド大司教座であった可能性は

9 この証書は、Lauritz Weibull (udg.), *Diplomatarium Danicum* (以下 DD), I-2: 1053-1169. København 1963, n. 21, s. 43-52に収録。なお、ノルウェーにおけるオリジナルの初出は1152年、スウェーデンにおけるそれは1164年であり、いずれも大司教座と関わる文書である。

10 このネクロロギウムに関しては、ヴェイブルによる刊本の説明を参照。Lauritz Weibull (utg.), *Necrologium Lundense. Lunds domkyrkas nekrologium*. Lund 1923.

11 この国王証書に関するシンポジウム記録として、Sten Skansjö & Hans Sundström (utg.), *Gåvobrevet 1085. Föredrag och diskussioner vid Symposium kring Knut den heliges gåvobrev 1085 och den tidiga medeltidens nordiska samhälle*. Lund 1988; 古典的研究として、Arthur Köcher, *Kongebrevet fra 1085: Studie i det ældste danske Diplom og Brevvæsen*, *Historisk Tidsskrift* 9 Række 2 (1921), s. 129 ff.

12 DD I-2, n. 63, s. 119-24.

13 DD I-2, n. 78, s. 150-53.

14 DD I-2, s. 47-49. この証書に関するヴェイブルのより詳細な見解は、Lauritz Weibull, *Knut den heliges gåvobrev till Lunds Domkyrka 1085*, Id., *Nordisk historia. Forskningar och undersökningar; II: Stat och kyrka i Danmark under äldre medeltid*. Lund 1948, s. 131-69 (orig. 1924).

表 1

日付	発給地	発給者	名宛人	内容	伝存状態	DD num
1085.5.21	ルンド	聖クヌーズ	ルンド聖ラウレンティウス教会	所有地	コピー	I.2.21
1104-1117		ニルス	オーデンセ聖クヌーズ教会と参事会員	所有地	コピー	I.2.32
1104-1117		ニルス	オーデンセ聖マリア、聖アルバヌス、聖クヌーズ教会	漁業特権	コピー	I.2.34
1135.1.6	ルンド 聖ラウレンティウス教会	エーリック・エムネ	ルンドの諸教会	所有地	オリジナル	I.2.63
1135	リングステッツ 聖マリア教会	エーリック・エムネ	当該教会に所属する参事会員	所有地	コピー	I.2.65
1137-1146		エーリック・ラム	聖アルバヌス教会のプラエポシトゥス・リヴォとその他のもの	特権付与	コピー	I.2.71
1140.3.21	エッガースレウ	エーリック・ラム	ネストヴェズ修道院	特権付与	オリジナル	I.2.78
1140.4.7以降		エーリック・ラム	チューベリ・ヘレズ	特権付与	コピー	I.2.79
1141.12.7	オーデンセ 聖クヌーズ教会	エーリック・ラム	オーデンセの参事会員	特権付与	コピー	I.2.81
1142.4.26以降		エーリック・ラム	オーデンセの諸教会	確認	コピー	I.2.84
1142-1146		エーリック・ラム		確認	コピー	I.2.84
1145.9.1	ルンド	エーリック・ラム	スレスヴィ司教ヘルマン	特権付与	コピー	I.2.91
1146-1157		スヴェン・グレーテ	都市スレスヴィ	特権付与	コピー	I.2.97
1146-1157		スヴェン・グレーテ	リーベ市民	特権付与	コピー	I.2.98
1148	ハーラルステッツ	スヴェン・グレーテ	シェラン島民	特権付与	コピー	I.2.101

DDI-2より作成。

高い¹⁵。少なくとも1135年の証書の発給地は明らかにルンドであった¹⁶。

およそ70年間で15通という国王証書の伝来状況は、同時代の他のヨーロッパ諸国と比較するならば極めて貧しいといわざるを得ない。もちろん、かつてマイケル・クランチャーがイングランドを事例として証明したように、伝来文書の少なさが現実に発給された文書の数を反映しているとは限らない¹⁷。しかしながら、それにもかかわらず相対的に少ないと見積もるだけの歴史的背景が、11世紀から12世紀にかけてのデンマーク王国にはある。1つは、クヌートの娘婿であるスヴェン・エストリズセンが1074年に死去して1157年にヴァルデマー王が登位するまで、デンマークが内戦状態にあったことである。スヴェン・エストリズセンは数多くの子をなしたが、史料から判断する限り長子相続の原則が確立していたようにはみえず、したがって、彼の死後、彼の息子たちが次々と王に即位するという結果を招来した。スヴェンの子供は庶子もあわせれば相当数にのぼるが、その中で、ハーラル雌鳥王（在位1074-80）、聖クヌーズ（1080-86）、オールフ飢餓王（1086-95）、エーリック常善王（1095-1103）、そしてニルス（1104-34）の五人が順次王位を継承した。ニルスの後は、

15 残存史料の関係上、中世前期デンマークにおける国王証書局の研究は極端に少なく、ほとんどが13世紀以降である。トマス・リースによれば、デンマークでは遅くとも1158年には証書局長（Kanzler）の存在を確認できる。Thomas Riis, Kanzler, Kanzler VII: Skandinavien, *Lexikon des Mittelalters* V, col. 918-19. ルンド大司教座の初期史に関しては、Lauritz Weibull, *Den skånska kyrkans äldsta historia, Nordisk historia*, s. 1-130 (orig. 1914-15).

16 他方、1140年の証書の発給地は「Eggeslev (Magle)」と読むことができる。

17 Michael T. Clanchy, *From Memory to Written Word: England from 1066 to 1307*. London 1979.

エーリク常善王の子孫がデンマーク王位を継承し、1157年にヴァルデマー1世がデンマーク王となる。その過程においてデンマークは党派対立の時代に入り、聖クヌーズ、エーリク・エムネ、クヌーズ・ラヴァールのように暗殺される王族もいた¹⁸。2つ目は、1つ目と深い関係があるが、国王による土地所有や特権の確認という行為が、他の諸国で考えられているほど大きな意味を持っていなかった可能性がある。というのも、内戦状態に陥っていたデンマークにとって、証書における確認主体である国王の地位は必ずしも確実であるとは言えなかったからである。敵対する人物が王に即位した場合、その確認を反故にされる可能性もあったことを忘れてはならない。

3. 移行のプロセス

さて、これまでルーン石碑による土地所有の確認と文書によるそれとを簡単に見てきた。そこには考察すべき多くの問題が存在するが、ここでは前者から後者への移行がいつ起こったのかという点に限定して跡づけてみたい。

最初に断っておかねばならないが、ルーン文字からラテン・アルファベットへの移行は、くっきりと明確な境を設けることができるわけではない。既に述べたように、現在確認しうるデンマーク最古の国王証書は1085年であるが、この時期よりあとに建立されたと考えられるルーン石碑もあるし、教会の聖具には中世盛期になってもルーン文字の刻印されるものがあった。したがって、ヴァイキング時代末期から中世盛期にいたるまでの時期のデンマークは、ベルゲン木簡群を抱える盛期中世ノルウェーほどではないにせよ、「二重文字社会」であったことは確認しておきたい¹⁹。しかしながら、中世が進むにつれてルーン文字の利用される場が限定された。少なくとも宗教や行政といった公式の場ではラテン・アルファベットに取って代われ、そして西ヨーロッパに特有の文書システムに移行したこともやはり確かである。

デンマークが1085年より以前に文書に接触していたことは確実である。ここでは、四段階に分けてそのプロセスを追ってみよう。最初のステップは、9世紀に西ヨーロッパ世界へ、スカンディナヴィア人コミュニティが形成されたことである。とりわけ、デーンローと呼ばれるイングランドの北東部とノルマンディである。言うまでもなく前者はイングランド王国の、後者は西フランク王国の支配領域内という、すでに文書社会として確立した世界であり、文書による権利の確認という特殊西ヨーロッパ的な法行為の優勢な地域であった。この地域に居住するデーン人は、フランク・ステントンやドーン・ハドリがデーンローについて²⁰、リュシアン・ミュッセやデビッド・ベイツがノルマンディについて鮮やかに描き出すように²¹、数世代を経て否応なく現地土地確認システム、すなわち証書を通じて土地を確認するというシステムに組み込まれることになった。ここで私たちが注目しなければならないのは、この2つのスカンディナヴィア人コミュニティとデンマーク本国との間には、その後も様々なレベルでの接触や交流があったという点である²²。彼

18 この間の一般的な事情に関しては、Ole Fenger, *Kirker rejses alle vegne* (Gyldendal og Politikens Danmarkshistorie 4). København 1989, s. 59–76を参照。暗殺された王族は、いわゆる国王聖人として崇敬され、中世デンマークにおける政治文化の形成に大きな影響を与えた。この国王聖人に関して、Tore Nyberg, *Autour de la sacralité royale en Scandinavie*, *Annuaire historiae concilliorum* 27/28 (1997), p. 177–92.

19 「二重文字社会」について論じるのは、Terje Spurkland, *Literacy and 'runacy' in Medieval Scandinavia*, in: J. Adams & K. Holman (eds.), *Scandinavia and Europe 800–1350: Contact, Conflict, and Coexistence*. Turnhout 2004, p. 333–44.

20 Frank Stenton, *The Free Peasantry of the Northern Danelaw*. Oxford 1910; Dawn M. Hadley, *The Vikings in England: Settlement, Society and Culture*. Manchester 2006; Id., *The Northern Danelaw: Its social structure, c. 800–1100*. London 2000.

21 Lucien Musset, Jean-Michel Bouvris & Véronique Gazeau, *Aspects de la société et de l'économie dans la Normandie médiévale: Xe–XIIIe siècles*. Caen 1988; David Bates, *Normandy before 1066*. London 1982.

22 たとえば、Lucien Musset, *Les relations extérieures de la Normandie du IXe au XIe siècle, d'après quelques trouvailles monétaires récentes*, in: Id., *Nordica et Normannica. Recueil d'études sur la Scandinavie ancienne et médiévale, les expéditions des Vikings et la fondation de la Normandie*. Paris 1997, p. 297–306 (orig. 1954).

らにとってはラテン・キリスト教世界という「異文化」を体験したことになるが、その中には、文書による権利の確認の実態をデンマークに伝えた者はいなかっただろうか。

次のステップは、北欧における司教座の成立である。965年のオットー1世による国王証書ではスレスヴィ、リーベ、オーフスの3つの司教座が確認され²³、988年のオットー3世による証書には前記3つの司教座にフン島のオーデンセも加えられた4つとなっている²⁴。この2つの国王証書で注目されるべきは、ドイツ皇帝が発給したこの証書が、司教座に属する所有地に関わる特権を確認している点である。実のところ、この証書の実効性を巡っては議論があり、デンマーク内の教会の所有地に関して必ずしも文書の内容通りの皇帝の保護が期待できたわけではない可能性もある²⁵。しかしながら、この証書によって、文書による土地所有の確認という法慣習が、司教座に関わる範囲内とはいえデンマーク内に貫入しようとしていたことは確かである。この時期から11世紀にかけてのデンマーク司教の中には、ドイツやイングランドから派遣された人物も少なからず居る²⁶。彼ら聖職者は、神学やキリスト教道徳に加えて、西ヨーロッパ風の土地所有の確認という法慣習をデンマークに伝えることはなかっただろうか。

第3のステップは、クヌートによるイングランド支配である²⁷。1013年における父の死後、クヌートは1017年にイングランド王として玉座につき、ウェセックス王権がつくりあげた行政システムを継承した。彼による統治実践は高度に文書化された行政システムと深く結びついていた²⁸。少なくとも30通以上現在に伝来しているクヌートの名前前で発給された国王証書²⁹、ヨーク大司教ウルフスタンが起草し、1018年に公布されたクヌート法と呼ばれる2部構成のクヌート法³⁰、クヌート治世期前後に増加するリットとよばれる命令書簡³¹。しかしここで注目すべきは、証書の署名欄や『アングロサクソン年代記』からはっきりと確認されるように、クヌートの周囲に数多くのスカンディナヴィア人有力者がいたことである³²。ソルケルやウルフが良い例であるが、彼らはデンマークにおいては間違いなくエリート層、すなわち土地所有者であった。しかしながら彼らの多くはイングランドに領地を獲得したにもかかわらず、必ずしも長期滞在することはな

23 Th. Sickel (hrsg.), *Die Urkunden Konrad I., Heinrich I. und Otto I.* (MGH Diplomata). Hannover 1879–84, No. 294, S. 411; Idcirco nos, interuentu dilecti archiepiscopi nostri Adaldagi, ac pro statu et incolumitate imperii nostri, quicquid proprietatis in marca vel regno Danorum ad ecclesias in honorem Dei constructas, vicelicet Sliesuwigensem, Ripensem, Arusensem, vel adhuc pertinere videtur, vel futurum acquiratur, ab omni censu vel seruitio nostri iuris absoluimus, ut et episcopis prescriptarum ecclesiarum, absque ulla comitis vel alicuius fisci nostri exactoris infestatione seruiant et succumbant, volumus et firmiter iubemus.

24 Th. Sickel (hrsg.), *Die Urkunden Otto des III.* (MGH Diplomata). Hannover 1893, No. 41, S. 440–41; Omnium fidelium nostrorum, tam presentium, quam futurorum pia devotioni pateat, quomodo nos ob petitionem et interventum dilecti nostri Adaldagi, Bremensis ecclesiae videlicet venerabilis archiepiscopi, ac pro statu et incolumitate regni nostri, quicquid proprietatis in regno Danorum ad ecclesias in honorem Dei constructas, videlicet Sliesuwigensem, Ripensem, Arusensem, Othenesuwigensem uel ad hic pertinere videtur, uel in futurum adquiratur, ab omni censu uel seruitio nostri iuris absoluimus.

25 これらの国王証書に関する詳細な文書学的研究として、Niels Refskou, *Det retlige indhold af de ottonske diplomer til de danske bispedømmer*, *Scandia* 52 (1986), s. 167–210.

26 この時代のデンマークの司教座の歴史に関して、Michael H. Gelting, *Elusive bishops: remembering, forgetting, and remaking the history of the early Danish church*, in: Sean Gilsdorf (ed.), *The Bishop: Power and Piety at the First Millennium* (Neue Aspekte der europäischen Mittelalterforschung 4). Münster 2004, p. 169–200.

27 クヌートに関して論じるべきことは数多くあるが、さしあたり、M. K. Lawson, *Cnut. England's Viking King*. Stroud 2004 (orig. 1993).

28 アングロサクソン期の文書行政に関して、Simon Keynes, *Royal government and the written word in late Anglo-Saxon England*, in: R. McKitterick (ed.), *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe*. Cambridge 1990, p. 226–57.

29 クヌート期の国王証書の一覧に関して、長年利用されてきたピーター・ソーヤーによるカタログの増補版が、ウェブ上で確認できる。(http://www.trin.cam.ac.uk/chartwww/eSawyer.99/eSawyer2.html)

30 クヌート法に関して、Patrick Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century, I: Legislation and its Limits*. Oxford 1999, p. 345–66.

31 アングロサクソン期のリットに関して、Florence E. Harmer, *Anglo-Saxon Writs*. 2 ed. Stamford 1989, p. 1–118; Richard Sharpe, *The use of writ-charters in eleventh century*, *Anglo-Saxon England* 32 (2003), p. 247–91.

32 クヌートの周囲のスカンディナヴィア人に関しては、Simon Keynes, *Cnut's earls*, in: Alexander Rumble (ed.), *The Reign of Cnut: King of England, Denmark and Norway* (Studies in Early History of England). London 1993, p. 43–88, esp. 54–66.

く、クヌート治世の前半期に故郷であるデンマークへ帰還している。彼らエリート層は、イングランドで体験した法行為の効率性に関心を持たなかつたのだろうか。

最後のステップは、クヌートの娘婿スヴェン・エストリズセン（1047-74）に続くデンマーク王と教皇庁との関係である。11世紀後半以降、教皇庁におけるグレゴリウス改革の時期と重なり、両者の間ではキリスト教会のあり方を巡って書簡が往還していた³³。他方で、ここで1070年ごろにブレーメンのアダムによって執筆された『ハンブルク司教事績録』の情報提供者が、このスヴェン王であったことも想起してよい³⁴。スヴェン王がラテン語を自由に使いこなせたという記録を私たちは持ち合わせていないが、このスヴェンの治世期前後にはすでにラテン語を理解し、その内容を国王に伝えるスタッフがデンマーク宮廷に存在していたと考えても良い。おそらく当初は、クヌートによるイングランド支配とハンブルク大司教座と接触を通じて外部からスタッフを調達していたのであろうが、11世紀初頭の段階で、デンマーク宮廷は西ヨーロッパ流の文書を発給するのに十分な知的資源を備えていたといえるのではないかと推測される。

ここまでくると1085年は間近である。

4. ルーン石碑から文書へ なぜ移行したのか

以上のような幾つかの段階を経て、文書による権利の確認という西ヨーロッパ的法慣習が伝達してきたのではないかと仮定しよう。もちろん、このプロセスの間には、様々な障害があり、必ずしも単線的な発展を辿ってきたわけではないだろうが。それでは、なぜ、デンマーク（王権）は土地の確認所有の確認を、ルーン石碑から文書に移行したのだろうか。いずれにせよ証拠が少ないうえに仮説的にならざるを得ないが、それを承知の上で考えてみよう。1つは、王の名の下に土地管理に関わる文書を発給することによって、王権の権威と権力の増大を図ろうとしたことである。ヴァイキング時代末期のデンマークは、必ずしも王権に集中的な権限があるわけではなく、在地有力者があちこちに割拠し、時として王権の意志決定を左右した。彼ら在地有力者の権力の源泉は、その武力のみにあるのではなく、デンマーク内に所有する土地にも依存していた。遠目にも分かるルーン石碑の建立は、土地所有の表徴であると同時に、建立者の権力、権威、資力の表徴でもあった。しかしながら、ルーン石碑の建立はその建立者の資力によって為されるが、文書の発給は国王宮廷のスタッフが全面的に管理することに注目するならば、王権がその移行を積極的に望んだことは自ずと理解されるだろう。もう1つ、より一般的な観点から指摘するならば、ルーン文字というすでにローカルなものとなってしまう文字からラテン語という西ヨーロッパに普遍的な文字へと移行し、さらに西ヨーロッパで通用していた文書慣習を受け入れたことで、辺境であったデンマークがヨーロッパ国家システム、当時の用語を用いるならば「キリスト教世界」に組み込まれる素地を作ったことにあるのではないだろうか。

33 この間のデンマークと教皇庁との関係は、Wolfgang Seegrün, *Das Papsttum und Skandinavien bis zur Vollendung der nordischen Kirchenorganisation (1164)*. Neumünster 1967, S. 65–107.

34 Bernhard Schmeidler (hrsg.), *Magistri Adam Bremensis Gesta Hammaburgensis ecclesiae pontificum* (MGH Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum). 3 Aufl. Hannover 1917; 本著作に関する近年の研究として、David Fraesdorff, *Der barbarische Norden. Vorstellungen und Fremdkategorien bei Rimbart, Thietmar von Merseburg, Adam von Bremen und Helmold von Bosau* (Orbis mediaevalis 5). Berlin 2005.

